農地法第４条許可申請に必要な添付書類一覧

※　第４条許可→**自己所有の農地**を農地以外に転用する場合。

※　農地改良（自己所有の農地に土を入れて、土壌を改良する等）を行う場合も、第４条許可が必要です。

申請に必ず必要な書類　※還付が必要な場合は、原本を提示した上で写しを提出してください。

□　①　申　請　書

□　②　申請土地登記簿謄本（全部事項証明書）※登記官印が付された、交付日より３か月以内のもの
※照会番号付き不動産登記情報（発行日より１００日以内）でも可

□　③　申請地の地籍図（公図）

□　④　申請地の位置図（1/2,500 程度）

□　⑤　建築施設の配置図（土地利用計画図）※排水計画等を記載

□　⑥　建築施設の平面及び立面図（建築面積計算表を記載）

□　⑦　被害防除計画書及び図面（対策を施していることがわかる土地利用計画図でも可）

□　⑧　見積書・資金計画調達書（土地代金も含める）

□　⑨　申請者本人名義の預金残高証明書、預金通帳又は融資証明書
※資金証明に係る書類は，申請提出日より１か月以内のもの
※写しのみを提出する場合は、申請者本人による原本証明が必要です
※預金通帳の写しのみを提出する場合は、表紙と最新の取引が記載されたページが必要です

□　⑩　誓　約　書　※一時転用の場合は，原形復旧誓約書

場合によって必要な書類

□ １．申請地が土地改良区内の農地　⇒ 土地改良区理事長の農地転用意見書
※（北川〔走出・甲弩〕，尾坂池〔尾坂，関戸，吉田，今立，園井ほか〕，山口，大井，笠岡湾干拓地）
該当の有無は，各土地改良区にお問い合わせください
申請地が土地改良区外の田　⇒　池係，水利組合の農地転用意見書
※水利費を支払っていない場合は，その旨を記載した文書

□ ２．申請人が市外の方の場合 ⇒ 住民票（個人番号の記載が省略されているもの）

□ ３．申請人が法人の方の場合 ⇒ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）又は定款（写しの場合は原本証明を）

□ ４．盛土（農地改良）をする場合 ⇒ 農地改良工事計画書，盛土許可（都市計画課より取得）
└許可・届出不要の盛土 ⇒ 盛土規制法　手続の要否の判定フロー（都市計画課より取得）
※農地改良以外は，農地改良工事計画書不要

□ ５．他法令の許認可を要する場合
└これを了している書面又はその写し（申請中の場合は申請書の写し）
例）＊開発許可（1,000 ㎡以上の開発行為をする場合）
＊道路・水路等の占用許可（建設管理課より取得）

□ ６．**資材置場を設置する場合** ⇒ 資材置場に関する調書

□ ７．登記簿謄本の所有者住所が現住所と異なる場合 ⇒ 戸籍の附票又は不在住（不在籍）証明書

□ ８．申請地に所有権以外の権原に基づく耕作者がいる場合 ⇒ その耕作者の同意を示す書面
└農地法第１８条解約通知書等

□ ９．申請地の登記簿謄本に地上権・永小作権・質権・賃貸借権・仮登記等が登記されている場合
└権利者の抹消同意書又は転用同意書（原則抹消後の申請となります）
※その他の権利がついている場合も，別途書類を求める場合があります。

□ 10. 農家住宅又は農業用施設の建築＋申請者が市外に農地を所有している場合
└耕作証明書（農業者であることが申請の必要条件であるため）

□ 11. その他、申請内容によって事務局が提出を依頼する書類（隣地同意書 等）

※土地登記簿謄本，法人登記簿謄本（全部事項証明書），住民票等は交付日より３か月以内のものを提出